

労働者確保に要する間接費の実績変更の運用基準

○運用基準導入の経緯

令和元年台風第19号等の災害に伴う復旧工事が本格化する中で、労働市場がひっ迫し、労働者確保に係る費用が標準的な経費以上にかかることが想定されたことから運用基準を策定した。

○基準の適用

令和2年3月1日から施行

令和3年度末までの適用とする

労働者確保に要する間接費の実績変更の運用基準

○対象工事

- (1)長野県が入札公告等を行う全ての工事(建築工事は除く)
- (2)令和2年3月1日以降に当初契約を締結する工事若しくは令和2年3月1日時点で
契約中の工事
- (3)「積算基準及び標準歩掛(土木工事編(1))第I編総則第2章工事費の積算」に
記載されている工種区分を適用している工事
(閲覧設計書の総括情報表の工種が河川工事・道路改良等となっている工事)

労働者確保に要する間接費の実績変更の運用基準

○実績変更対象となる費用

労働者※1の確保に要する費用のうち、率計上している共通仮設費のうちの営繕費及び現場管理費のうちの労務管理費に該当する費用

構成費目		率分に含まれる主な項目
営繕費	借上費	・建物を建築する代わりに貸ビル、マンション、民家等を長期借上げした場合に要した費用
	宿泊費	・労働者が、旅館、ホテル等に宿泊した場合に要した費用
	労働者送迎費	・労働者をマイクロバス等で日々当該現場に送迎輸送(水上輸送を含む)をするために要した費用(運転手賃金、車両損料、燃料費等含む)
現場管理費 (労務管理費)	募集・解散費	・労働者の赴任手当、帰省旅費及び解散手当
	賃金以外の食事・通勤等に要する費用	・労働者の早出、残業時の食事費(事業主負担分)、食事補助費 ・支給した交通費 労働者の住居から、会社又は現場までの交通機関等の実費費用に応じて支給される手当 会社から現場、あるいは現場から現場までの交通機関等の実費費用に応じて支給される手当 遠隔地での工事等で、労働者個人が立替払いした旅費の支弁に当たる手当

※1労働者 社員等従業員※2は除く、直接・肉体的若しくは技能的労働に伴って工事施工に従事する者であり、普通作業員、世話役、重機オペレータ、鉄筋工、交通誘導警備員等をいう。

※2社員等従業員 元請者・下請者が恒常的な業務に従事させるために雇用し、そのために必要な知識・技能を有する者。(現場代理人、監理(主任)技術者、現場管理を行う技術員等)

労働者確保に要する間接費の実績変更の運用基準

○手続き

最終精算時に、現場で労働者確保のために要した費用(支出実績額)を様式1～様式6-1にとりまとめ、証拠書類とともに監督員に提出【受注者】

証拠書類 ①領収書※1

②労働者に支給した額が把握できる調書等※2

③その他(支払いの妥当性を証明する資料)

※1 原則「原本」とするが、監督員に「原本」を提示し確認を受けた場合は、「写し」でも可。

※2 労働者本人の受領印又はサインが確認できる資料又は給与振込依頼書や振込領収書の写し

変更工事費を算出し、実績変更対象費(率計上)※3を決定【発注者】

※3 共通仮設費(率分)又は現場管理費×実績変更対象費の割合※4

※4 別紙1参照

支出実績額が実績変更対象費(率計上)を超えるか確認【発注者】

越えない場合

設計変更なし

越える場合

超過する金額について、設計変更において増工【発注者】

労働者確保に要する間接費の実績変更の運用基準

別紙1

・長野県建設部は全国の費目の割合を使用する。

■ 共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象費の割合

(単位：%)

費目		工種										
		河川工事	河川・道路構造物工事	河岸工事	道路改良工事	鋼橋架設工事	PC橋工事	舗装工事	砂防・地すべり等工事	公園工事	乗継共同溝工事	情報ネットワーク工事
全国	共通仮設費に占める実績変更対象費の割合 (借上費、宿泊費、労働者送迎費)	9.19	17.81	13.61	12.82	28.64	18.84	11.25	11.84	10.64	11.76	16.60
	現場管理費に占める実績変更対象費の割合 (募集・解散費用、賃金以外の食事・通勤に要する費用)	1.28	2.21	1.75	1.58	3.19	2.08	1.31	1.42	1.13	1.39	2.16
被災3県のみ	共通仮設費に占める実績変更対象費の割合 (建物費、借上費、宿泊費、労働者送迎費)	19.41	28.89	26.50	22.77	37.71	31.42	18.43	22.14	19.79	19.51	24.13
	現場管理費に占める実績変更対象費の割合 (募集・解散費用、賃金以外の食事・通勤に要する費用、租税公課)	1.73	2.61	2.22	1.97	3.51	2.46	1.82	1.92	1.62	1.95	2.64

(単位：%)

費目		工種										
		橋梁保全工事	道路維持工事	河川維持工事	共同溝等工事(1)	共同溝等工事(2)	トンネル工事	下水道工事(1)	下水道工事(2)	下水道工事(3)	コンクリートダム工事	フィルダム工事
全国	共通仮設費に占める実績変更対象費の割合 (借上費、宿泊費、労働者送迎費)	22.04	14.93	10.64	19.98	15.66	15.69	15.80	9.45	6.70	10.91	7.27
	現場管理費に占める実績変更対象費の割合 (募集・解散費用、賃金以外の食事・通勤に要する費用)	1.80	1.16	1.10	1.14	1.82	2.06	1.60	1.25	1.32	3.15	1.01
被災3県のみ	共通仮設費に占める実績変更対象費の割合 (建物費、借上費、宿泊費、労働者送迎費)	32.22	24.15	17.75	30.93	24.94	35.74	25.52	16.85	17.78	48.31	45.95
	現場管理費に占める実績変更対象費の割合 (募集・解散費用、賃金以外の食事・通勤に要する費用、租税公課)	2.12	1.85	1.64	1.67	2.15	2.47	1.98	1.79	1.76	3.33	1.42

労働者確保に要する間接費の実績変更の運用基準

○各項目の共通した留意点

- ・実績変更の対象となるのは、支払いを証明できる領収書等の書類と元請会社がその費用を負担したことを証明できる書類を提出できる場合に限りです。
- ・実績変更の対象となるのは、下請業者を含む労働者に係る費用のみとなります。
(現場代理人・監理(主任)技術者の宿泊費等は実績変更の対象外)
- ・証拠書類として提出する領収書は、税抜き価格が確認できるものを提出してください。
- ・様式2から様式6-1に記載する金額は、税抜き価格としてください。
- ・証拠書類として提出する領収書は原則「原本」とするが、監督員に「原本」を提示して確認を受けた場合は、「写し」でも可とします。
- ・労働者が複数の工事を掛け持ちした場合の宿泊費等は、作業日報等からその日に従事した工事を確認し、作業日毎に従事した工事に費用を請求してください。

労働者確保に要する間接費の実績変更の運用基準

○項目毎の留意点

《営繕費(借上げ費、宿泊費、労働者送迎費)》

(1) 借上げ費

- ・労働者の宿泊用に、マンションや民家等を長期借り上げた場合、それに関する費用を様式2に取りまとめ、証拠書類とともに提出してください。
- ・敷金、礼金、仲介手数料、家財保険料及び自治会費についても、実績変更の対象としますが、解約時に返金となった場合は、返金額については控除します。
- ・水道、電気等の光熱費についても、実績変更の対象となります。
- ・労働者が生活するために一般的に必要な備品(洗濯機や冷蔵庫等)については、実績変更の対象となりますが、過度な備品や遊興目的品については、実績変更の対象外となります。

【証拠書類例】 賃貸契約書写し、支払いを証明する領収書 等

労働者確保に要する間接費の実績変更の運用基準

(2) 宿泊費

- ・労働者が、旅館、ホテル等（旅館業法に基づく旅館業の許可を受けた宿泊施設）に宿泊した場合、宿泊に要した費用を様式3に取りまとめて、証拠書類とともに提出してください。
- ・宿泊費は、食事代（朝・夕）を除いた額で、1泊当りの上限額は原則6,352円（税抜き）。
ただし、妥当と認められる場合は上限額によらない。
- ・領収書については、労働者毎に宿泊費が確認できるものを提出してください。

【証拠書類例】 宿泊した労働者毎の領収書 等

労働者確保に要する間接費の実績変更の運用基準

(3)労働者送迎費

・労働者を専用のマイクロバス等で、宿者(自宅)から当該現場に送迎した場合、その送迎に要する費用(運転手賃金・車両損料(賃料)・車両燃料等)を様式4及び様式4-1に取りまとめて、証拠書類とともに提出してください。

・自社のマイクロバスを利用した場合の車両損料は、以下の式により算出してください。

$$\text{車両損料} = \text{走行時間(h)} \times \text{損料単価(1時間当り)} ※$$

※協議により決定。設定困難な場合は、積算基準及び標準歩掛(機械経費編)のライトバンやマイクロバスの損料単価を参考に設定する

・送迎時に高速道路を利用した場合、実績変更の対象となりますが、送迎経路が社会通念上妥当と認められる場合に限ります。

・車両をリースした場合、リース代は実績変更の対象となりますが、車両を購入した場合の購入費、税金及び保険料は、実績変更の対象外となります。

【証拠書類例】 運転手の賃金の支払いを把握できる書類、リース車両・燃料等の領収書、等

労働者確保に要する間接費の実績変更の運用基準

《現場管理費(労務管理費)(募集・解散費、賃金以外の食事・通勤等に要する費用)》

(1) 募集・解散費

- ・労働者の赴任手当、帰省旅費及び解散手当に係る費用等を支払った場合は、様式5に取りまとめて、証拠書類とともに提出してください。
- ・ハローワークや求人誌等で、労働者の募集を行った際の費用も、実績変更の対象となります。
- ・毎週又は長期休暇時に生活の本拠地に帰省する交通費についても、実績変更の対象となりますが、社会通念上の範囲を逸脱している等の疑義が生じるものについては、受発注者協議により決定するものとします。

【証拠書類例】 会社が支給した額を把握できる書類、労働者の所在地が分かる
免許証等の資料 等

労働者確保に要する間接費の実績変更の運用基準

(2)賃金以外の食事・通勤等に要する費用

- ・労働者の早出・残業時の食事費(事業主負担分)、食事補助費及び交通費を支給した場合は、様式6及び様式6-1に取りまとめて、証拠書類とともに提出してください。
- ・早出及び残業時の食事代及び食事補助費については、所定労働時間を越えて作業を行う場合に適用します。ただし、特記仕様書に所定労働時間を越える作業であることが明示されている場合や協議により所定労働時間外に作業を行うことになった場合にのみ適用されます。

労働者確保に要する間接費の実績変更の運用基準

- ・交通費は、通勤手当として支給している金額以外で、以下のいずれかに該当する手当を支給している場合に適用します。
 - ①労働者の住居から、会社又は現場までの交通機関等の実費費用に応じて支給される手当
 - ②会社から現場、あるいは現場から現場までの交通機関等の実費費用に応じて支給される手当
 - ③遠隔地での工事で、労働者個人が立替払いした旅費の支弁に当たる手当
- ・出張手当については、実績変更の対象外となります。

【証拠書類例】 領収書、支給した額が把握できる受領書・給与振込依頼書・振込領収書、所定労働時間を越える作業に従事したことを示す資料 等

労働者確保に要する間接費の実績変更の運用基準

○その他

国との協議や予算要望に必要なため、施工途中において、監督員から領収書や支払いを証明する書類の提出を求める場合があります。その際は、ご協力をお願いします。